

山梨県北杜市

やまなしけん ほくとし



『しごと』をテーマに市内の企業を周り、北杜でのお仕事や働き方について、社員の方々からお話を聞けます。地元の美味しい野菜をたっぷりいただけるランチや、地元の方・先輩移住者との交流会もあります。

冬の

2020 2月1日 (土)

いいじゃん北杜市ツアー

〔募集対象〕 北杜市へ移住をお考えの
20代～40代の方

〔募集人数〕 20名 (最小催行人数 10名)

〔集合場所〕 北杜市役所 長坂総合支所
(移住定住・しごと相談窓口)
山梨県北杜市長坂町長坂上条 2575-19

〔集合時間〕 午前9時30分 ※16:00 終了予定

応募締切 1月24日(金)
※定員になり次第締切

◆ご旅行代金

| | |
|------|--------|
| 大人 | 1,500円 |
| 小人 | 500円 |
| 未就学児 | 無料 |

※中学生以上は大人

※旅行代金にはバス代・昼食代・視察料・保険代が含まれます。
※集合場所までの交通費やプログラム以外の飲食・お土産代等の個人的費用は含みません。

冬の「北杜」って
寒いんでしょ!?
どんな仕事があるの?
子育てする環境は?
住みやすい??

こんな疑問を抱いている
アナタ!ぜひ
北杜に来て見て聞いて
体験してください

\\ツアー内容の/
お問合せ先

北杜市移住定住
しごと相談窓口

☎0551-45-8282
(受付: 平日 8:30 ~ 17:00)

\\詳しくはwebをご覧ください/

いいじゃん北杜市



主催 北杜市
旅行・企画実施 公益社団法人やまなし推進機構

ツアーのお申込み方法・お申込み先は、裏面をご覧ください▶▶▶

北杜市 山梨県 ツアースケジュール

2/1 (土) やまなしけん ほくとし

冬のいいじゃん北杜市ツアー

おすすめポイント



世界に誇る「水の山」
北杜市は3つの名水百選とミネラルウォーター生産量日本一！市内の天然水工場を見学します。



観光地ならではのお仕事
日本の高山ベスト3が眺められる、北杜の美しい山岳景観。リゾート施設でのお仕事について、お話を聞きます。



移住の先輩と交流会！
地元の美味しい野菜たっぷりのランチを食べながら、北杜に移住した先輩方と交流会を行います。



子育て支援が充実！
子育て世代に人気の高い『子育て支援住宅』や、北杜の雄大な景色・豊かな自然を見ながら、市内を周遊します。

諸注意・ご承認事項

- ※未就学児のお食事のご用意はありません。
- ※北杜市スタッフ及び添乗員が全行程同行します。
- ※天候などの影響により、中止となる場合がございます。
- ※ツアー中の写真やアンケート内容は、北杜市のPRツールとして使用させていただきます。
- ※ご提供いただきました個人情報につきましては、北杜市移住定住事業及びやまなし観光推進機構の事業に係る目的以外での利用は行いません。



9:30 集合・出発
長坂総合支所

9:55 工場見学・企業説明
天然水工場

12:00 ランチ・交流会
ハーベストテラスハヶ岳

14:00 施設見学・企業説明
株セラヴィリゾート泉郷

市内周遊
子育て支援住宅・北杜市内

16:00 到着・解散
長坂総合支所

お申し込み方法

まずは[検索]またはQRコードを読み取ってください。

いい旅やまなしナビ

- ①「こだわりツアー」一覧から「いいじゃん北杜市ツアー」の[ツアー詳細を見る]をクリック
- ②[ツアー予約カレンダー]の2月1日をクリック
- ③お申込みフォームを入力・送信



◆お支払い◆
クレジットカード決済
※お申込みの際、事前にご準備ください。

ウェブサイトから

公益社団法人やまなし観光推進機構

055-231-2230 【営業時間】 平日 8:30 ~ 17:00

◆お支払い◆
銀行振込 ※振込手数料はお客様のご負担となります。
【口座名】公益社団法人やまなし観光推進機構
【振込先】山梨中央銀行 県庁支店 普通口座 670860

お電話から

*募集型企画旅行と書いてあるものは前金で旅行代金をお支払いいただきます。また、下記条件により催行されます。

ご旅行条件(要約) お申し込みの際には、必ず旅行条件説明書(全文)をお受け取りいただき、事前にご確認の上お申し込みください。

- 募集型企画旅行取引条件説明書(要約)
この旅行は(公社)やまなし観光推進機構(山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県知事登録旅行業第2-268号。以下「当機構」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当機構と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。また、旅行条件は下記によるほか、別途お渡しする旅行条件説明書(全文)、契約書面、出発前にお渡しする確定日程表と称する確定書面によります。
- お申し込み
(1) お申し込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。(二つが揃った時点で正式なお申込みとなります。)*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。
(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当機構が予約の承諾した翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
(3) a. 旅行開始日に65歳以上の方、b. 身体に障害をお持ちの方、c. 健康を害している方、d. 妊娠中の方、e. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当機構は可能な範囲内これに応じます。なお、旅行者からのお申し出に基づき、当機構が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。
(4) 旅行代金
(5) 子供代金は旅行開始時に満3歳以上12歳未満のお子様へ適用します。
- 旅行契約内容・代金の変更
(5) 当機構は天災地変、戦乱、暴動、輸送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。
- 取消料がかかる場合(お客様による旅行契約の解除)
(6) お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することが出来ます。取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

- 取消料がかからない場合(お客様による旅行契約の解除)
(7) ①旅行契約の内容の10項に例示されているような重要な変更が行われたとき。②旅行代金が増額されたとき。③当機構が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。④当機構の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程どりの実施が不可能となったとき。
- 当機構による旅行契約の解除
(8) 次の場合当機構は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)・旅行代金を期日までに支払いいただけないとき。・申し込み条件の不適合。・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。
- 特別補償
(9) 当機構はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物を被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、補償金及び入院見舞金を支払います。
- 個人情報の取り扱いについて
(10) 当機構は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
(11) 当機構は、当機構が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当機構は、営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のためにこれを利用させていただくことがあります。
- 募集型企画旅行契約約款について
(12) この条件に定めのない事項は当機構旅行業約款によります。当機構旅行業約款をご希望の方は、当機構にご請求ください。

旅行企画・実施
登録番号 山梨県知事登録旅行業第2-268号
会社名 公益社団法人やまなし観光推進機構 / 富士の国やまなし旅センター

住所 〒400-0031 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2F
電話番号 055-231-2230 FAX 055-221-3040
E-mail y-tabi@yamakan-sk.jp
総合旅行業務取扱管理者 岡 美広
担当者: 清水 正則

| 解除の時期 | * ()内は日帰り商品の場合 | 取消料の内容 |
|---------------------------|-----------------|-----------|
| 旅行出発日の前日から起算して21日(11日)前まで | | いたしません |
| 旅行出発日の前日から起算して20日(10日)前まで | | 旅行代金の20% |
| 旅行出発日の前日から起算して7日前まで | | 旅行代金の30% |
| 旅行出発日の前日 | | 旅行代金の40% |
| 旅行開始当日 | | 旅行代金の50% |
| 旅行開始後の解除又は無連絡不参加 | | 旅行代金の100% |